

令和8年度 農業基盤情報基礎調査電子化業務

特 別 仕 様 書

北陸農政局農村振興部設計課

第1章 総 則

第1－1条（適用範囲）

本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）第1章総則によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

第1－2条（目的）

本業務は、「基幹水利施設保全管理対策実施要綱」（平成28年4月1日付け27農振第2134号 農林水産事務次官通知）第2の1の(1)に基づき、農林水産省北陸農政局（以下「発注者」という。）が実施する令和7年度の農業農村整備事業等に係る実績調査の各種調査票及び関係図面等について、発注者等が所有するGISソフト（「※1 整備状況把握ツール」及び「※2 ArcGIS Pro」）で利用可能となるよう電子化を行うものである。

※1：「整備状況把握ツール」は、「農業基盤情報基礎調査」の結果をとりまとめるため、農林水産省農村振興局整備部設計課が開発したソフト。農業農村整備事業等の諸元情報（事業費、事業量等）、農地の属性情報（区画形状、用排水状況、農道整備状況等）、農業水利施設の諸元情報（建設年度、建設費、施設規模等）についてツールに入力し、データベース化を行っている。また、整備を行った農地や基幹的農業水利施設の位置情報を把握するため、GIS機能により位置情報の入力・更新を行うことができる。

※2：「ArcGIS Pro」は、米国ESRI社から開発・販売されている世界標準のGISソフトで一般市販されている（日本ではESRIジャパン(株)が総販売代理店）。パソコンのデスクトップ上で空間データの画像表現、分析、編集、処理、管理などを行うことができる。

第1－3条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学、農業－農村地域計画、農業－農村環境、農業－農村地域・資源計画）、農業部門（農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画））、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャ（農業土木）、農業農村地理情報システム技士、空間情報総括監理技術者のいずれかの資格を有する者であること。

第1－4条（担当技術者）

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

第1－5条（技術者情報の確認）

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成にあたっては、受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

第1－6条（保険の加入）

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

第2-1条（作業条件）

本業務は、別途貸与する「基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 調査要領」及びその他資料によるものとする。

また、「整備状況把握ツール」のインストール環境は、以下のとおりとする。

＜ハードウェア環境＞

- ・CPU：1ギガヘルツ（GHz）以上で2コア以上の64ビット互換プロセッサ
- ・ディスプレイ解像度：SXGA（1280×1024）以上（フォントサイズが96DPIの場合）
- ・メモリ：4.0GB以上
- ・ディスク容量：10.0GB以上の空き容量（推奨）
- ・光学ドライブ：CD・DVDドライブ必須（インストール等に使用）
- ・グラフィックスカード：DirectX 12以上（WDDM 2.0ドライバ）に対応

＜ソフトウェア環境＞

- ・動作保証OS（基本ソフトウェア）：Microsoft Windows 11 バージョン21H2（ビルド 22000）以降

ただし、全て最新のサービスパックを適用とする。

第2-2条（貸与資料）

本業務の実施に当たり、発注者から受注者に貸与する資料等は次のとおりとする。

項 目	数量
(1) 令和8年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 調査要領	1式
(2) 令和8年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 地方単独事業等実績調査票 地区調査 記入要領	1式
(3) 令和8年度 農業基盤情報基礎調査結果：各種調査票（紙）	1式
(4) 令和8年度 農業基盤情報基礎調査結果：関係図面等（紙）	1式
(5) 整備状況把握ツール	1式
(6) 整備状況把握ツール（操作説明書、過年度の調査実績及び関係図面）	1式
(7) 令和7年度 農業基盤情報基礎調査電子化業務 業務報告書	1式

受注者は、本業務の実施に当たり貸与を受けた資料等について、その保管スペースを確保し、棄損のないようにするとともに、管理を徹底し紛失のないようにする。

また、業務完了後は、完了検査時に成果物と合わせ貸与資料を一括返納するものとする。

第3章 作業内容

第3-1条（業務概要）

(1) 業務の対象範囲

北陸農政局管内4県全域（新潟県、富山県、石川県、福井県）

(2) 対象事業

この業務は、次に掲げる事業を対象事業としている。

- ① 農業農村整備事業
- ② 災害復旧事業のうち農業施設災害関連事業
- ③ ①及び②以外の国が補助する事業のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ④ 都道府県又は市町村が国の補助を受けずに行い、又は補助する事業（以下「地方単独事業」という。）のうち農業生産基盤の整備を行うもの

- ⑤ 土地改良区、農業者等が国、都道府県若しくは市町村の直接又は間接の補助を受けずに株式会社日本政策金融公庫の融資により行う事業（融資単独事業）のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- (3) 各種調査票（紙）及び関係図面（紙）の電子化は、貸与するツール及びArcGIS Proを用いる。
貸与するツール一式には、令和7年度調査（令和6年度実績）までの事業地区別等の調査実績データが包含されており、このデータを基に令和8年度調査結果（令和7年度実績）を踏まえて更新することとなる。
- (4) 令和8年度調査結果（令和7年度実績）は、発注者が管内4県から把握した以下のものを貸与し、それを県単位で電子化する。
- ① 事業地区別実績調査票
 - ② 国が行い又は補助する事業に係る農地及び基幹的農業水利施設の整備状況整理票、関係図面（計画平面図、工事図面、換地図等）
 - ③ 地方単独事業等に係る農地の整備状況整理票、関係図面（計画平面図、工事図面、換地図等）
- (5) 上記（1）～（4）について入力したポリゴンデータを確認できるように印刷を行い、ファイルとして報告し、記入漏れ等があった場合は即時修正を行う。
- (6) 本業務の実施にあたっては次に示すとおり中間報告を行うものとする。
- 第3-2条 作業項目 2. 農地の整備状況の電子化、3. 基幹水利施設の整備状況図の電子化については、整備状況把握ツール入力作業を、令和8年11月27日（金）までに行いデータを発注者へ提出するものとする。

第3-2条（作業項目、作業内容、作業数量）

作業項目	作業内容	作業数量
1. 作業準備	業務実施計画書(工程表を含む)の作成を行う。	1式
2. 農地の整備状況の電子化	(1) 農地位置情報（ポリゴン）の入力 関係図面（計画平面図、工事図面、換地図等）に基づき農地の整備状況(区画形状等)の変更を判断し、整備状況把握ツールの農地データ(ポリゴン)の変更入力を行う。 なお、ツールで処理し難いケースは、ArcGIS Proで処理する。 (2) 諸元情報の入力 「農地の整備状況整理票」を基に、上記（1）で変更した農地データの属性データ(面積、区画形状等)の変更入力を行う(注意：属性データをツール以外で編集すると変更日時とデータの変更を示すフラグがたたず、後日変更箇所の確認ができないので属性の入力は必ずツールを使用すること)。 なお、農地の整備状況を入力する際には、区画形状等が耕区単位で判断されている場合は、ほ区単位に図面・調査票を加筆修整した上で入力する。 (3) 確認作業 入力したデータの確認を行う。	1式 【参考】 ・対象農地 1,308箇所程度 ・周辺ポリゴン含む 編集ポリゴン数 2,252箇所程度 (R7実績)

3. 基幹水利施設の整備状況の電子化	(1) 施設位置情報（ポリライン、ポイント）の入力 関係図面（計画平面図、工事図面等）に基づき基幹的農業水利施設の変更を判断し、整備状況ツールの施設データ（水利線：ポリライン、水利点：ポイント）の変更入力を行う。 (2) 諸元情報の入力 「基幹水利施設整備状況整理表」を基に、上記（1）で変更した施設データの属性データ（基本情報、建設年度、建設費、受益面積、用排施設区分、施設規模、事業情報、その他等）の変更入力を行う。 (3) 確認作業 入力したデータの確認を行う。	1 式 【参考】 基幹水利施設の整備状況図（紙） ・14枚程度
4. 報告書の作成	作業項目の2及び3についての納品物に係る作業内容等を作業結果として取りまとめる。 なお、発注者が確認できるように入力したポリゴンデータの一覧表、農地の整備状況、基幹水利施設の「位置図」、「諸元情報」を報告書として提出する。	1 式

第3－3条（動作確認）

県毎に電子化した令和8年度調査結果（令和7年度実績）について、受注者は、「整備状況把握ツール」及び「ArcGIS Pro」上で動作確認を行い、発注者は、発注者が所有する「整備状況把握ツール」及び「ArcGIS Pro」上で動作確認を行うものとする。

なお、これらの動作確認において不備が生じた場合は、直ちに修正を行い、正常な動作確認が行われるまで修正を行うものとする。

第3－4条（作業実施の留意点）

本業務の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 第2章の作業内容及び農政局が貸与する「整備状況把握ツール操作説明書」等の関係資料を十分熟知した上で作業を行うものとする。
- (2) 調査地図のツールの入力に伴い、不明点があった場合は発注者に連絡し、発注者の指示により対応するものとする。

第4章 打合せ

第4－1条（打合せ）

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ

最終回 報告書原稿作成段階

第5章 成果物

第5－1条（成果物）

本業務の成果物は次のものを提出しなければならない。

（1）業務の成果物

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。ただし、電子納品チェックシステムによるエラーチェックの対象外とする。

- ① 成果物の電子媒体（DVD-ROM 又は CD-ROM）正副1部ずつ
- ② 成果物の出力（市販のチューブファイルに綴じる）正副1部ずつ

（2）成果物の提出先

成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号
金沢広坂合同庁舎内 北陸農政局 農村振興部 設計課

第6章 その他事項

第6－1条（契約変更）

契約変更に係る発注者及び受注者の協議事項は、次のとおりとする。ただし、軽微なものについては、発注者と受注者が協議の上、変更を行わない場合がある。

- ① 特別仕様書第3－2条に示す「作業項目、作業内容、作業数量」に変更が生じた場合
- ② 特別仕様書第4－1条に示す「打合せ」の回数に変更が生じた場合
- ③ 特別仕様書第5－1条に示す業務の「成果物」に変更が生じた場合

第6－2条（環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて）

（1）主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

①エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
(昭和54年法律第49号)

等

②廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号)

等

③環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(平成19年法律第56号)

等

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第7章 定めなき事項

第7-1条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		